

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）

サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、
当事業者が_____様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者（法人）及び事業所の概要

事業者（法人）の名称	きらりファーマシー株式会社
所在地	〒027-0025 岩手県宮古市実田二丁目5番9号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 石井 裕太
設立年月日	2024年2月26日
電話番号	0193-71-3593
事業所の名称	きらり薬局 実田
介護保険指定事業所番号	0340240654
事業所所在地	〒027-0025 岩手県宮古市実田二丁目5番9号
電話番号	0193-71-3593
管理者の氏名	石井 裕太

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、きらり薬局 実田の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に関係する上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】

- 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。
もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

4.担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

・担当薬剤師(管理薬剤師)：石井 裕太

- ① 担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③ 当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。(その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。)

5. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

① 営業日

月曜日～土曜日まで。但し、国民の祝祭日及びお盆(8/13～15)・年末年始(12/30～1/3)を除きます。

② 営業時間

月～水・金曜日：8：30～18：00 木・土曜日：8：30～12：30 日曜日・祝日：休み

6.通常の業務の実施地域

当事業所の通常の業務の実施地域は、姿のとおりです。

通常の実施地域は、宮古市です。

7.緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8.利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供料として

【居宅療養管理指導費】

	1割負担	2割負担	3割負担
単一建物居住者1人の場合	518円/回	1036円/回	1554円/回
同一建物居住者2～9人の場合	379円/回	758円/回	1137円/回
同一建物居住者10人以上の場合	342円/回	684円/回	1026円/回

・算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、ガン末期の患者、中心静脈栄養を受けている方への訪問は、1週に2回、かつ、月に8回を限度。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき1割負担の方は100円、2割負担の方は200円が①に加えられます。

③離島や中山間地域等でサービスをご利用の場合

・離島等に所在する事業所のサービスのご利用に関しては、①の月の利用の合計金額に15%が加算されます。

・中山間地域等に所在する小規模事業所のサービスのご利用に関しては、①の月の利用の合計金額に10%が加算されます。

・離島や中山間地域等に居住する方へのサービス提供に関しては、①の月の利用の合計金額に5%が加算されま

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 当薬局から利用者宅までの距離により、双方で相談・合意のもと、交通費をご負担いただきます。

注3) 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注4) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

連絡先：0193-71-3593

担当者名：石井 裕太

無断転載・利用禁止

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅療養管理指導等サービスの提供に当たり、甲1、甲2に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(乙) 居宅療養管理指導サービス事業者

事業所所在地 岩手県宮古市実田二丁目5番9号

事業所名 きらり薬局 実田

代表者名 きらりファーマシー株式会社

代表取締役 石井 裕太 ④

(甲) 私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者

住所 _____

氏名 _____ ④

(甲2) 代筆者 (代筆した場合のみ)

住所 _____

氏名 _____ (続柄: _____) ④

(記入日) 令和 年 月 日

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）

サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、

当事業者が_____様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者（法人）及び事業所の概要

事業者（法人）の名称	きらりファーマシー株式会社
所在地	〒027-0025 岩手県宮古市実田二丁目5番9号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 石井 裕太
設立年月日	2024年2月26日
電話番号	0193-71-3593
事業所の名称	きらり薬局 実田
介護保険指定事業所番号	0340240654
事業所所在地	〒027-0025 岩手県宮古市実田二丁目5番9号
電話番号	0193-71-3593
管理者の氏名	石井 裕太

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、きらり薬局 実田の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	④ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。 ⑤ 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ⑥ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に関係する上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】

- 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。
もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

4.担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

・担当薬剤師(管理薬剤師)：石井 裕太

- ① 担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③ 当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。(その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。)

5. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

① 営業日

月曜日～土曜日まで。但し、国民の祝祭日及びお盆(8/13～15)・年末年始(12/30～1/3)を除きます。

② 営業時間

月～水・金曜日：8：30～18：00 木・土曜日：8：30～12：30 日曜日・祝日：休み

6.通常の業務の実施地域

当事業所の通常の業務の実施地域は、姿のとおりです。

通常の実施地域は、宮古市です。

7.緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8.利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供料として

【居宅療養管理指導費】

	1割負担	2割負担	3割負担
単一建物居住者1人の場合	518円/回	1036円/回	1554円/回
同一建物居住者2～9人の場合	379円/回	758円/回	1137円/回
同一建物居住者10人以上の場合	342円/回	684円/回	1026円/回

・算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、ガン末期の患者、中心静脈栄養を受けている方への訪問は、1週に2回、かつ、月に8回を限度。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき1割負担の方は100円、2割負担の方は200円が①に加えられます。

③離島や中山間地域等でサービスをご利用の場合

・離島等に所在する事業所のサービスのご利用に関しては、①の月の利用の合計金額に15%が加算されます。

・中山間地域等に所在する小規模事業所のサービスのご利用に関しては、①の月の利用の合計金額に10%が加算されます。

・離島や中山間地域等に居住する方へのサービス提供に関しては、①の月の利用の合計金額に5%が加算されま

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 当薬局から利用者宅までの距離により、双方で相談・合意のもと、交通費をご負担いただきます。

注3) 上記の利用料等は厚生労働省告示に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注4) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

連絡先：0193-71-3593

担当者名：石井 裕太

無断転載・利用禁止

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅療養管理指導等サービスの提供に当たり、甲1、甲2に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(乙) 居宅療養管理指導サービス事業者

事業所所在地 岩手県宮古市実田二丁目5番9号

事業所名 きらり薬局 実田

代表者名 きらりファーマシー株式会社

代表取締役 石井 裕太 ④

(甲) 私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者

住所 _____

氏名 _____ ④

(甲2) 代筆者 (代筆した場合のみ)

住所 _____

氏名 _____ (続柄: _____) ④

(記入日)

令和 年 月 日